# 「健やか力」向上推進キャラクター「マモルさん」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健やか力向上推進キャラクター「マモルさん」(以下「マモルさん」 という。)のイラストが健康づくりの普及啓発に効果的に使用され、そのイメージが歪め られることがないようにするため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、「マモルさん」とは、別表に掲げるキャラクター及びこれを展開したものをいう。

(使用承認の申請等)

- 第3条 マモルさんを使用する者は、あらかじめ「マモルさん」使用承認申請書(様式第1号)を青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課長(以下「課長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
  - (1) 青森県内の地方公共団体が使用するとき
  - (2) 青森県内の学校等が使用するとき
  - (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき
  - (4) その他課長が適当と認めたとき
- 2 使用期間は、当該年度を越えて申請することができない。ただし、更新は妨げない。
- 3 冊子等印刷物に使用する場合は、前項の規定にかかわらず、当初申請に係る使用期間以降の更新を要しないものとする。

(使用承認)

- 第4条 課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。
  - (1)健康づくりのイメージを損なう恐れがあるとき
  - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき
  - (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を 与え、又は与える恐れのあるとき
  - (4)消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
  - (5) 営業または販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ青森県と協議し、許諾を得たものは除く。
  - (6) その他、課長が不適当と認めるとき
- 2 前項の承認は、「マモルさん」使用(変更)承認通知書(様式第2号)により行うものとする。

(使用料)

第5条 マモルさんの使用は、無料とする。

# (使用上の遵守事項)

- 第6条 マモルさんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認された用途のみに使用し、課長が指示する使用条件に従うこと
  - (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと
  - (3) イラストの印刷の際は、指定カラー印刷又は単色印刷とし、イラストのデザイン (縦横比率を保持した拡大縮小を除く)及び色の変更を行わないこと
  - (4) 物品等には「健やか力向上推進キャラクター「マモルさん」」との表記を付すること
  - (5) 当該承認に係る見本品等を速やかに課長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

#### (承認内容の変更および更新)

- 第7条 マモルさんの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとすると きは、あらかじめ「マモルさん」使用承認内容変更申請書(様式第3号)を課長に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 2 第3条第2項の更新をするときは、前項を準用する。
- 3 前各項の承認をする場合は、第4条第2項を準用する。

## (承認の取消し)

- 第8条 課長は、マモルさんの使用が本要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、 課長はその責めを負わない。
- 2 前項の承認の取消しは、「マモルさん」使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

# (責任の制限)

- 第9条 前項の規定により、マモルさんの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者 に損害が生じても、青森県はその責めを負わない。
- 2 マモルさんの使用承認を受けた者がマモルさんの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、青森県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

## (補則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、マモルさんの使用に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要領は、平成26年8月25日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和2年6月17日から施行する。

# 附 則

この要領は、令和4年3月22日から施行する。

